

デジならキャンペーン補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会会長（以下「会長」という。）は、労働人口が減少する中、生産性と収益力の向上を図るため、県内小規模事業者等に対し、デジタル技術の導入及び活用に資する取組に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) SaaSサービスとは、インターネットを通じてソフトウェアをユーザーに提供するサービスのことをいう。
- (2) 小規模事業者等とは、別表1に掲げる中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者で個人事業主を含む。）及び別表2に掲げる中小企業者等と同等と認められる者のことをいう。
- (3) 専門家とは、協議会が委託する運営事業者より派遣されるIT・経営の専門家のことをいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱において補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 奈良県内に事業所を有する小規模事業者等であり、奈良県内の事業所にSaaSサービス導入を検討する者
- (2) 専門家の助言・提案を受けた者
- (3) SaaSサービス導入の効果等についてのアンケートの回答を求められた際に協力することに同意する者
- (4) 本キャンペーン事業に係るすべての情報について、統計的な処理等をされて匿名性を確保しつつ公表される場合があることについて同意した者
- (5) 本キャンペーンを利用して導入するSaaSサービスについて、利用開始日から1年以上、継続して利用する意思を有している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 奈良県税を滞納している者
- (2) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (3) 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる者
- (4) 政治団体（政治資金規正法第3条に定義される者）、宗教上の組織又は団体の者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は役員等（法人である場合は役員、個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

(9) 次のいずれかに該当する者

ア 一の大企業（中小企業者等以外の事業者をいう。以下同じ。）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者等

イ 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者等

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者等

(10) その他会長が補助金を交付することが不相当と認める者

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、生産性と収益力の向上を図るため、新たにデジタル技術の導入及び活用に資する事業とする。ただし、国又は地方公共団体が交付する他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象事業としない。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助上限額、補助率及び補助金の額の算定方法は別表3のとおりとする。ただし、当該経費にかかる消費税及び地方消費税の額は補助の対象としない。

3 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付を受けることができるのは1回のみとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に会長が必要とする書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 前項の申請期間は、令和6年7月31日（水）から令和7年2月3日（月）までとする。ただし、申請期間であっても、当該申請が予算の範囲を超える場合は、申請の受付を終了するものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条 会長は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（第2号様式）に会長が必要とする書類を添えて、会長に提出するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更はこの限りではない。

(2) 補助事業に要する経費を変更しようとする場合。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額はこの限りでない。

2 会長は、同条第1項の変更承認申請書を受理したときは、当該内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めたときは、変更の承認を行い、当該申請者に対し通知するものとする。

3 会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(指示及び検査)

第9条 会長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに、補助金実績報告兼請求書(第3号様式)にその他会長が必要と認める資料を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第12条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知し、補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第13条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 会長は、前項の返還を命ずる場合にあっては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業に要した経費について、帳簿及び領収書等の証憑書類を整理し、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 交付決定者は、前項の帳簿及び領収書等の証憑書類を、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するとともに、会長の要求があったときは、直ちにこれを提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得価格の単価が50万円以上の取得財産(以下「処分制限財産」という。)については、これを補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、取得財産等処分承認申請書(第4号様式)により、会長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、取得財産の単価が50万円以上の場合、又は効用の増加価格の単価が50万円以上の場合、取得財産等管理台帳を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定めに従い管理しなければならない。

3 取得財産等の管理及び処分に際し承認が必要な期間は前項に定める期間とする。

- 4 会長は、第1項の規定により承認を受けた補助事業者が、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。
- 5 前4項については、処分制限財産の所有権が補助事業者に存しない場合は適用しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。

別表 1-1 (第 2 条関係) 中小企業者

業種	次のいずれかを満たす者	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他業種（下記に掲げる業種を除く。）（注 1）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業（注 2）	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

（注 1）ゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 900 人以下

（注 2）ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下、旅館業は資本金 5 千万円以下又は従業員 200 人以下

別表 1-2 (第 2 条関係) 小規模事業者

業種	次の要件を満たす者
製造業その他業種（下記に掲げる業種を除く。）	常時使用する従業員が 20 人以下
商業（卸売業・小売業）、サービス業	常時使用する従業員が 5 人以下

別表 2-1 (第 2 条関係) 中小企業者等と同等と認められる者（組合・法人関係）

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項第 6 号～第 8 号に定める法人（企業組合等）であり、下記にある組合等に該当する法人。なお、該当しない組合や財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）、医療法人及び法人格の無い任意団体は含まない。
①企業組合
②協同組合
③事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
④商工組合、商工組合連合会
⑤商店街振興組合、商店街振興組合連合会
⑥水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
⑦生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が、5,000 万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1 億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であるもの。
⑧酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会 （酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会の場合） その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が、3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの。 （酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会の場合） その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が、5,000 万円（酒類卸売業者については、1 億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 50 人（酒類卸売業者については、100 人）以下の従業員を使用する者であるもの。
⑨内航海運組合、内航海運組合連合会 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 300 人以下の従業員を使用する者であるもの。
⑩技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記別表1-1、1-2に該当するもの、企業組合、協同組合であるもの。

別表2-2（第2条関係）中小企業者等と同等と認められる者（その他）

次のいずれかに当てはまる者
①以下全ての要件を満たす特定非営利活動法人（NPO 法人） i) 広く中小企業一般の振興・発展に直結し得る活動を行う特定非営利活動法人であること。 ii) 従業員数が300人以下であること。 iii) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定される34事業）を行う特定非営利活動法人であること。 iv) 認定特定非営利活動法人ではないこと。
②以下全ての要件を満たす社会福祉法人 i) 「社会福祉法」第32条に規定する所管庁の認可を受け設立されている法人であること。 ii) 従業員数が300人以下であること。 iii) 収益事業の範囲内で補助事業を行うこと。

別表3

	費目	例
補助対象経費	SaaSサービス購入費	ソフトウェア購入費等 ※買取型の商品は補助対象外とする。
	クラウド利用料	導入したSaaSサービスの最大1年分の利用料金
	ハードウェア関連費	導入したSaaSサービスの運用に不可欠なハードウェア
	導入関連費	導入したSaaSサービスに関連する初期設定費用等
補助上限額	20万円	
補助率	1/2以内	
補助対象期間	交付決定日から補助事業の完了日まで ※クラウド利用料については、補助対象期間内に発生し、支払いを完了した経費に限り、最大1年分を補助対象経費として認める。	
補助金の額の算定方法	補助対象経費の総額に補助率を乗じて得た額と補助上限額を比較して少ない方の額	